

みなかみ町告示第 117号

一般競争入札公告

公有財産売却に伴う一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6（みなかみ町財務規則第128条第1項）の規定により別紙のとおり公告する。

令和3年7月14日

みなかみ町長 鬼頭 春二



別紙

1. 入札に付する事項（売却対象物件）

区分番号	物件名	数量	単位	備考
R03-A01	フィアット（アボカドグリーン）H24年式 走行距離 38,472km スタッドレスタイヤ付き	1	台	

2. 入札に参加する者に必要な資格

以下に該当する者は、入札へ参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に規定する者
- (2) ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める関係規約等に同意できない者
- (3) 日本語が理解出来ない者又は社会通念上の必要な一般倫理を心得ていない者

3. 入札及び開札の日時

入札、開札日時は以下のとおりとする。

- (1) 参加申し込み開始・締切：（せり売り・入札）
令和3年7月14日（水）～令和3年8月2日（月）
- (2) 入札開始・締切：（せり売り）令和3年8月16日（月）～令和3年8月18日（水）
（入札）令和3年8月16日（月）～令和3年8月23日（月）

4. 契約条項等を示す場所及び日時

- (1) 落札者決定後、町が契約書類等を作成し落札者へ直接案内する。また、所有物、所有権の移転等に必要な書類等の提出を依頼する。
- (2) 契約額が、10万円未満となる場合においては、契約書の作成を省略することとし、その際に必要な手続きは、別に指示する。なお、この場合における契約の効力は、落札者が本町からの案内に応じた時点からとする。

5. 入札保証金に関する事項（入札保証金が必要な場合）

- (1) 入札保証金は、クレジットカード納付のみとし、利息は付さない。
- (2) 落札出来なかった場合の入札保証金は、返還する。
- (3) 入札後、連絡等の確認が出来ない場合、落札しても契約を締結しない場合、指定した期日等の条件を超過、逸脱した場合には、入札保証金を没収する。

6. 入札の無効

本公告に反して入札に参加した者、または、入札時点において、本公告に定める必要な要件を欠いた者が行った入札は、無効とする。

7. 契約保証に関する事項（契約保証が必要な場合）

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とし、利息は付さない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。

8. 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に必要な事項

- (1) 本件入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社の運営するインターネット公有財産売却システムを利用する。
- (2) 落札者は、予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者とし、同価格の者がいる時は、くじ（自動抽選）によって決定する。
- (3) 契約を締結した時点で、売払物件にかかる危険負担は落札者に移転するものとし、契約締結後に発生した物件の破損、焼失など本町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできない。
- (4) 本告示、ガイドライン等の規定をよく理解したうえで入札に参加すること。また、定めのない事項の取り扱いが発生した場合については関係者との協議のうえ執り行う。

群馬県みなかみ町役場 総合戦略課 行財政改革推進係
官公庁オークション担当 電話：0278-25-5004